



富士タルク工業株式会社のアスベスト(石綿)問題への対応

- 1.昭和62年11月6日付け 薬務局審査第二課長通知「ベビーパウダーの品質確保について」
※「ベビーパウダーに用いられるタルク中のアスベスト試験方法を示し製造又は輸入するにあたり品質管理を徹底するように指導する」と厚生省薬務課からの通達を受けて、昭和62年11月6日以降より平成4年12月の間、アスベスト含有有無については適時外注分析にて管理実施し、アスベストが検出限界以下である事を確認してきました。
- 2.平成4年12月以降には自社設置X線回折装置にて試験開始。
- 3.平成18年8月28日付 基安化発第 0828001 号厚生労働省安全衛生部科学物質対策課長通知「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」を受けて、タルクの中のアスベストを分析し、0.1重量%以下である事を認識して品質管理を徹底しております。
- 4.当社、X線回折装置
平成 4年12月にX線回折装置導入
平成17年8月にX線回折装置を更新し現在に至る。

タルクのアスベスト試験方法

厚生労働省労働基準局通知(基安化発第 0828001 号) に準拠